

学生健保のしおり



2020

立教大学学生健康保険互助組合



健康管理の心がまえ

学生生活を有意義に過ごすためには、規則正しい生活、十分な栄養と睡眠、運動、積極的に物事を行う態度が大切です。普段から健康管理に心がけましょう。

体に異常があれば専門医の診療を受けましょう。早期発見、早期治療が大切です。

1. この小冊子を学生健保を利用する際の手引きとしてください。
2. 学生証*が組合員証になりますので、学生証を紛失しないように、また常時携帯してください。
*特別外国人学生を除く
3. 学生健保に関して、また利用手続について不明な点は、所属キャンパスの学生部にお問い合わせください。

「学生健保のしおり」は年度ごとに改訂される場合がありますので、必ず当該年度の「学生健保のしおり」を参照してください。

● 目次 ●

I	学生健保の概要	
1.	学生健康保険互助組合とは	2
2.	学生健保の活動	2
3.	学生健保の運営	2
4.	組合員になるには	2
5.	学生保険委員会の役割	3
6.	モニターの役割	3
附	設立宣言	3
II	学生健保の事業	
1.	学生健保の事業概要	4
2.	医療給付	4
(1)	医療費給付	4
	自動給付の利用方法	5
	申請給付の利用方法	6
	医療費給付の計算方法の例	8
(2)	治療用装具代の給付	9
(3)	予防接種の費用補助	10
3.	疾病予防、その他	11
III	諸規程	
	立教大学学生健康保険互助組合同規約	12
	立教大学学生健康保険互助組合同規約細則	16
	立教大学学生健康保険互助組合障害給付金施行細則	17
	立教大学学生健康保険互助組合基金規程	22
	立教大学学生健康保険互助組合文書保存規程	22
	立教大学学生保険委員会・献血運動の会旅費規程	23
	立教大学学生保険委員会・献血運動の会旅費規程に関する申し合わせ事項	24
	外郭団体「献血運動の会」紹介	24
	立教大学献血運動の会会則	26
IV	契約医療機関ガイド	28
V	申請用紙	
	医療費給付申請書	巻末綴じ込み
	治療用装具代給付申請書	巻末綴じ込み
	予防接種費用補助申請書	巻末綴じ込み
	振込口座確認書	巻末綴じ込み
	医療費領収証	巻末綴じ込み
	口腔外科治療証明書	巻末綴じ込み

I 学生健保の概要

1. 学生健康保険互助組合（学生健保）とは

学生健康保険互助組合（以下「学生健保」といいます）とは、全学生の相互扶助の精神に基づき、在学中の疾病・傷害や健康管理に対して一定額の補助を行うことを目的として、学生自らの手で作られ運営されている自治組織です。立教大学では1962年に設立されました。

在学中に傷病により病院等で治療を受けた場合、私達の多くは、父母等や自分自身で加入している医療保険の適用は受けられますが、医療費の一部は自己負担しなければなりません。一部といっても私達学生（特に自宅外通学者）にとっては、傷病そのものもそうですが、その経済的負担は深刻で、学生生活に支障をきたすことも考えられるのです。このような、医療による経済的負担をなくすために作られたのが、この学生健保です。学生健保は、法の定めによる制度ではなく、立教大学という共通基盤で生活している学生同士が、お金を出し合い相互に助け合っていく“互助組織”です。

2. 学生健保の活動

学生健保の主な活動として組合員の医療費負担に対する相互扶助を目的とする医療給付事業があげられます。具体的には医療費給付（自動給付・申請給付）、治療用装具代の給付、予防接種の費用補助などがあります。その他の事業として、疾病予防を目的とする歯科健診や希望集団健診の費用補助、福利厚生を目的とする障害給付金や死亡弔慰金などの給付を行っています。さらに、健康増進や疾病予防に関するイベント等の開催も行っています。

3. 学生健保の運営

日常の組合事務は、学生の委員で構成される学生保険委員会と大学の事務部局である学生部、財務部経理課で行われています。学生保険委員会では組合の運営方針案の策定、疾病予防活動（歯科健診等）などを外郭団体の献血運動の会との協力によって行い、大学の事務部局では医療費給付などの事務的な仕事をそれぞれ担当しています。

4. 組合員になるには

■組合員の構成

立教大学の学部学生と大学院学生は、入学と同時に全員が組合員となります（特別外国人学生は任意加入です）。休学中でも組合員としての資格はありますが、卒業（修了）・退学等により本学の学生でなくなった時には、資格を失います。

■組合費

組合費（年間3,500円）は、春学期・秋学期それぞれ半期分ずつ学費と同時に「その他の納入金」として納入しています（休学の場合も納入します）。

■組合員証

学生証が組合員証になります（学生証の裏面5番参照）。（特別外国人学生の任意加入者には、別途組合員証を発行します）。

5. 学生保険委員会の役割

学生保険委員会は、組合員の中から公募され、信任された最大40名の学生保険委員によって構成される組合の執行機関です。学生保険委員会は組合の企画・管理・運営にあたり、予算などの重要案件を協議する、などの重要な役割を担います。また、学生健保の運営に関する問題を組合員・モニターを通して集約し、必要な場合にはその改善について理事会に提案し、話し合います。このように、学生保険委員会は組合員の総意を代表した執行機関として、組合員の利益を図るために活動しています。

6. モニターの役割

学生健保の活動を円滑にし、組合員の意見を最大限に取り入れるため、学生健保には「モニター制度」があります。現在は組合員が定期的に集まることが困難であるため、必要に応じてアンケートを行っています。

モニターは、必要に応じて、組合員の中から無作為に抽出します。選ばれた学生には学生保険委員会からアンケートを依頼しますので、その際には是非ご協力をお願いします。

設 立 宣 言

学生は正しき判断と強固なる意志のもとに、真理の探求にいそしむものである。その為には健全なる精神と、健全なる身体の保持増進とが図られねばならない。

故に我々立教大学学生会は、学生独自の意思とエネルギーを結集し、学生生活の向上を願う学生運動の一環として、学生相互による援助をもとに、経済的にも精神的にも安定した学生生活を送り得る保障として、ここに立教大学学生健康保険組合^{*}の設立を宣言する。

我々の立教大学学生健康保険組合は、学生の健康管理及び奨学的立場からの大学当局、一般教職員の協力のもとに、学生自からの手で、学生自からのために組合設立の意義を高からしめ、その充実、発展を図ることをここに確認する。

1962年9月14日

立教大学学生健康保険組合設立
学 生 大 会

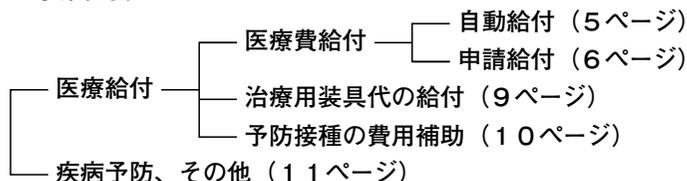
^{*}設立当時の名称は「立教大学学生健康保険組合」であったが、1998年4月1日より、「立教大学学生健康保険互助組合」と改称している。

Ⅱ 学生健保の事業

1. 学生健保の事業概要

学生健保では、組合同約第39条～45条に基づき、医療費給付をはじめ、下記のような事業を行っています。

<事業概要>



2. 医療給付

(1) 医療費給付

■医療費給付の対象・範囲

歯科を除く、全国の病院・保険薬局において、医療保険が適用された病院の医療費（院内処方含む）、保険薬局の調剤費が対象です。

医療保険（健康保険、国民健康保険等）から受けられる給付は、原則として保険診療内の医療費の70%ですので、学生健保では医療保険では給付されない自己負担分（30%限度）のうち、組合が定める基準に従って給付します。なお、公費負担がある場合はそちらを優先してください。

■医療費給付の対象外

次の場合は給付の対象外となります。

- ① 歯科診療
- ② 入院時食事療養費
- ③ 入院時差額ベッド代
- ④ 特定療養費
- ⑤ 第三者による傷害（交通事故など）
- ⑥ 健康診断・人間ドック
- ⑦ 文書料・容器代等
- ⑧ その他保険対象外・自費診療のもの

■自動給付と申請給付

医療費給付には、自動給付と申請給付の2つの方法があります。

自動給付は2つの契約医療機関（立教学院診療所、新座志木中央総合病院）で診療を受ける場合に適用される制度です。受付・会計時に「学生証」と「健康保険証」両方を提示すれば、保険診療内の自己負担分（30%限度）は支払う必要はありません。

申請給付は自動給付で適用される2つの医療機関以外の病院や保険薬局で、診療（通院・入院）および調剤を受ける場合に使える制度です。病院や保険薬局で支払の後、大学の窓口申請して、給付を受けます。

自動給付と申請給付の詳しい利用方法については次ページ以降をご覧ください。

■給付限度額

- ・ 給付限度額は、自動給付と申請給付を合わせて1ヵ月間で40,000円、年間で320,000円です。
- ・ 限度額を超えた場合は、後日、超過分の返還請求を行うか、もしくは、超過分を差し引いて給付します。
- ・ 超過分を支払うまでは、自動給付、申請給付とも医療費給付を受けられません。
- ・ 年間限度額を超えた場合、同年度内は自動給付、申請給付とも医療費給付を受けられません。

<自動給付の利用方法>

■対象機関

次の2つの契約医療機関です。

立教学院診療所（池袋キャンパス内・28ページ参照）

新座志木中央総合病院（29ページ参照）

■利用方法

上記機関の受付・会計窓口で学生証と健康保険証を提示します。特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も一緒に提示してください。

保険診療の自己負担分（30%限度）の医療費については、病院から直接学生健保に請求されますので、学生のみなさんは窓口で支払いをする必要はありません。

また、下記の点にも注意してください。

◆立教学院診療所

薬剤の院内処方自動給付の対象ですが、院外処方となった調剤費については、申請給付の対象となります。

◆新座志木中央総合病院

紹介状のない初診の場合、特定療養費1,600円が掛かります。この特定療養費については、健康保険が適用されないため、学生健保の医療費給付の対象外となります。

また、入院費用と調剤費は自動給付の対象外で、申請給付の対象となります。

■給付の対象外

4ページを参照してください。

■給付限度額

4ページを参照してください。

<申請給付の利用方法>

■対象機関

歯科（デンタルクリニックを含む）を除く全国の病院と保険薬局について利用できます（立教学院診療所と新座志木中央総合病院は自動給付の対象です）。なお、歯科は対象外ですが、口腔外科は対象となります。「歯科」とつく病院や診療科で口腔外科の治療を受け、申請する場合は、治療日すべてについて1ヵ月ごとに「口腔外科治療証明書*」の提出が必要です。

※巻末綴込みあり。申請窓口でも配付しています。学生健保Webサイトからダウンロードできます（表紙QRコード参照）。

■利用方法

病院や保険薬局で支払を行った後、大学窓口で申請を行い、給付を受けます（銀行振込）。

■申請条件・給付金額

各病院・保険薬局での保険診療の自己負担金額が、1カ所につき1ヵ月（1日～月末）の間に2,500円以上になった場合にその金額の全額（但し給付限度額以内）を給付します。この2,500円の基準額は、病院・保険薬局が異なるごとにすべて別々に計算します。

計算方法については8ページの「医療費給付の計算方法の例」を参照してください。

■申請期間

病院・保険薬局にかかった翌月の受付期間に1ヵ月分をまとめて申請します（支払いの翌月ではありません）。

なお、月をまたいで入院をした場合には、入院分・通院分を退院月の翌月にまとめて申請できます。

- 例）・4月（1日～30日）に病院で診察を受けた →5月に申請
・4月（1日～30日）に保険薬局で薬を処方してもらった →5月に申請
・4月～5月（1日～31日の間に退院）にかけて病院に入院をした
→入院分と通院分を6月にまとめて申請

■給付の対象外

4ページを参照してください。

■給付限度額

4ページを参照してください。

■給付日

学生健保のWebサイト「お知らせ」欄の「医療費等給付日のお知らせ」を参照してください（表紙QRコードや受付時に渡す受付票QRコード参照）。

■申請に必要なもの

以下の①～⑥が必要となります。このうち、⑤⑥は初回利用者のみ提出が必要です。なお、学費の口座振替と同じ口座を使用する場合でも、⑤⑥の提出は必要です。大学院進学などで学生番号が変わった場合は、振込口座を再登録してください。

① 「医療費給付申請書*」

② 領収証（必要項目：日付、宛名、保険負担割合、診療日ごとの保険分合計額（保険点数でも可）・保険診療自己負担額（一部負担金）・保険外金額・領収額、病院名または保険薬局名・住所・電話番号、領収印。これらの項目の記載が無い領収証の場合には、巻末綴込みの「医療費領収証」を用いて医療機関に記入してもらってください）。

注1：修正が行われた領収証は無効です。

注2：コピー不可。原本が提出できない事情がある場合のみ、原本提示の上、コピーを提出することを認めます。

注3：診療日ごとに「保険分合計額（保険点数×10）」×「保険負担割合」＝「保険診療自己負担額（一部負担金）」となっていない場合は、給付の対象となりません（1円単位四捨五入は可）。

注4：未収金の記載がある場合は、病院、薬局にいつ受診した未収金か領収証の余白に記載してもらったうえ、記入者の捺印をもらってください（本人記入不可）。

③ 学生証（特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も一緒に提示してください）

④ 印鑑

以下は初回利用者のみ提出が必要です。

⑤ 「振込口座確認書*」

⑥ 銀行通帳のコピー（「振込口座確認書」（巻末綴込み）裏面記載の銀行に限ります。学生本人の普通預金口座で、銀行名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの）

通帳がない銀行の場合は、Webの個人画面で、必要項目（銀行名・支店名・口座番号・口座名義・預金種別）が記載されているページのプリントアウトしたものを提出してください。

※各種申請書は、巻末綴込みあり。申請窓口でも配付しています。学生健保Webサイトからダウンロードすることもできます（表紙QRコード参照）。

■申請窓口

池袋キャンパス 学生部（5号館1階） ☎ 03-3985-2442

新座キャンパス 学生部（7号館2階） ☎ 048-471-6924

受付時間（授業期間） 平日 8:50~17:30 土曜日 8:50~12:30

独立研究科 独立研究科事務室*（11号館4階）

独立研究科掲示板 11号館4階独立研究科事務室掲示板

独立研究科受付時間（授業期間） 平日 17:30~20:30 土曜日 12:30~17:00

*独立研究科事務室での受付の対象は、ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻（2015年度以前入学者）および経済学研究科社会人コースの学生となります（問合せは池袋キャンパス学生部へ）。

申請期間・窓口時間を過ぎたものは受付できません。十分な余裕をもって手続きを行ってください。

授業期間外は、窓口開設日・時間等が変更となりますので、事前に、窓口の掲示・HPで確認をしてください。

病気や留学などで、申請期間内に窓口に来られない場合は、申請期間内に上記窓口にご相談ください。

<医療費給付の計算方法の例>

<例1>

病院・保険薬局	診察・処方日	保険自己負担額	保険自己負担分の月合計額	支給金額
A病院	4月 1日	1,000円	2,490円	0円
	4月 15日	1,490円		
B病院	4月 30日	2,500円	2,500円	2,500円

* B病院のみ月の合計額が2,500円を超えたので、2,500円が支給されます。

<例2>

病院・保険薬局	診察・処方日	保険自己負担額	保険自己負担分の月合計額	支給金額
A病院	4月 5日	1,500円	1,500円	0円
C保険薬局	4月 5日	3,500円	3,500円	3,500円

* A病院の処方せんでC保険薬局で薬を処方された場合でも、AとCは合算できません。この場合、A病院は2,500円を超えていないので、支給対象になりません。

<例3>

病院・保険薬局	診察・処方日	保険自己負担額	保険自己負担分の月合計額	支給金額
A病院	4月 20日	20,000円	42,000円	40,000円
	4月 25日	20,500円		
	4月 30日	1,500円		

* 月の合計金額が1ヵ月の給付限度額(40,000円)を超えているので、上限金額の40,000円の支給となります。この場合、30日診察分の領収書の提出は不要です。

<例4>

病院・保険薬局	診察・処方日	保険自己負担額	保険自己負担分の月合計額	支給金額
A病院	4月 10日	1,500円(通院)	22,000円	22,000円
	4月 28日~30日(入院)	20,500円(4月入院費)		
A病院	5月 1日~15日(入院)	100,000円(5月入院費)	100,000円	40,000円

* 入院が複数月にわたった場合、入院前・後の通院分(入院と同月内)も含めて退院の翌月にまとめて申請できます。この例の場合は4、5月分をまとめて6月に申請し、2ヵ月分合計62,000円が給付されます。

<例5>

病院・保険薬局	診察・処方日	保険自己負担額	保険自己負担分の月合計額	支給金額
立教学院診療所	4月 1日	500円	1,500円	1,500円
	4月 5日	1,000円		
A病院	4月 20日	39,000円	39,000円	38,500円

* 契約医療機関(立教学院診療所、新座志木中央総合病院)は、2,500円未満でも給付の対象です(医療機関から直接学生健保に請求されますので、病院窓口での支払いはありません)。この場合、立教学院診療所とA病院の月の合計額が1ヵ月の支給限度額40,000円を超えたので、A病院については、給付限度額を超えた分(500円)を引いた金額が支給されます。

(2) 治療用装具代の給付

健康保険が適用される治療において、医師の指示に基づき、治療用装具（コルセット等）を製作した場合、装具代の給付（30%相当）を受けることができます。但し、松葉杖は対象外です。

■利用方法

装具代支払い後、大学窓口にて申請を行い、給付を受けます（銀行振込）。

■申請条件

保険が適用される治療において、治療用装具代として支払った金額の30%が2,500円以上の場合に申請することができます。

■給付金額

治療用装具代の30%相当

■給付限度額

1ヵ月間（1日～月末）… 40,000円
医療費の給付限度額とは別に計算します。

■申請期間

領収証の発行日から3ヵ月後の月末（受付期間）まで。

■給付日

学生健保のWebサイト「お知らせ」欄の「医療費等給付日のお知らせ」を参照してください（表紙QRコードや受付時に渡す受付票QRコード参照）。

■申請に必要なもの

以下①～⑦が必要となります。この他に健康保険証の提示を求める場合があります。このうち、⑥⑦は初回利用者のみ提出が必要です。なお、学費の口座振替と同じ口座を使用する場合でも、⑥⑦の提出は必要です。大学院進学などで学生番号が変わった場合は、振込口座を再登録してください。

- ① 「治療用装具代給付申請書*」
- ② 医療機関の診断書、もしくは、それに準ずる証明書（コピー可）
- ③ 領収証（必要項目：日付、宛名、領収金額、「治療装具代として」等の但し書き・明細、発行元・住所・電話番号、領収印）
注1：修正が行われた領収証は無効です。
注2：コピー不可。原本が提出できない事情がある場合のみ、原本提示の上、コピーを提出することを認めます。
- ④ 学生証（特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も一緒に提示してください）
- ⑤ 印鑑

以下は初回利用者のみ提出が必要です。

- ⑥ 「振込口座確認書*」
- ⑦ 銀行通帳のコピー（「振込口座確認書」（巻末綴込み）記載の銀行に限ります。学生本人の普通預金口座で、銀行名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの）
通帳がない銀行の場合は、Webの個人画面で、必要項目（銀行名・支店名・口座番号・口座名義・預金種別）が記載されているページのプリントアウトしたものを提出してください。

※各種申請書は、巻末綴込みあり。申請窓口（7ページ）でも配付しています。学生健保Webサイトからダウンロードすることもできます（表紙QRコード参照）。

■申請窓口

医療費申請給付の窓口と同じ（7ページ）

(3) 予防接種の費用補助

予防接種の費用につき、申請により補助を受けることができます。

■利用方法

病院で支払いを行った後、大学窓口申請を行い、補助金額の給付を受けます（銀行振込）。

■補助の対象となる予防接種

麻疹(はしか)、風疹、麻疹・風疹混合、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎混合、インフルエンザ、破傷風、破傷風混合(破傷風・ジフテリア)、水疱瘡、日本脳炎、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ジフテリア、コレラ、黄熱、ポリオ、髄膜炎菌*

※2020年度より、髄膜炎菌を対象に追加

■補助金額

予防接種1本につき、2,000円を上限として実費補助

医療費給付・治療用器具代の上限額とは別に計算します。

例) 麻疹(はしか)、風疹の予防接種を別々に接種 → 2種類各1本(計2本分上限4,000円)として計算
・麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種を接種 → 1種類1本(計1本分上限2,000円)として計算

■申請期間

予防接種を受けた翌月の受付期間(支払いの翌月ではありません)

例) 4月(1日～30日)に接種を受けた → 5月に申請

■給付日

学生健保のWebサイト「お知らせ」欄の「医療費等給付日のお知らせ」を参照してください(表紙QRコードや受付時に渡す受付票QRコード参照)。

■申請に必要なもの

以下①～⑥が必要となります。このうち、⑤⑥は初回利用者のみ提出が必要です。なお、学費の口座振替と同じ口座を使用する場合でも、⑤⑥の提出は必要です。大学院進学などで学生番号が変わった場合は、振込口座を再登録してください。

① 「予防接種費用補助申請書*」

② 領収証(必要項目:日付、宛名、予防接種の種類*1、領収金額*2、病院名・住所・電話番号、領収印)

*1 予防接種の種類の記載がない場合は、「明細書」もしくは「接種済証」など接種の種類がわかる書類を添付してください。

*2 複数の予防接種を受けた場合は、それぞれの接種の金額がわかるような記載が必要です。

注1: 修正が行われた領収証は無効です。

注2: コピー不可。原本が提出できない事情がある場合のみ、原本提示の上、コピーを提出することを認めます。

注3: 月をまたいで複数回の予防接種を受け、料金を一括して前払いした場合は、最終回の接種申請時に、原本を提出してください(原本提示の上、コピー提出でも可)。それまでの申請は領収書原本を提示の上、コピーを提出してください。

③ 学生証(特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も一緒に提示してください)

④ 印鑑

以下は初回利用者のみ提出が必要です。

⑤ 「振込口座確認書*」

⑥ 銀行通帳のコピー(「振込口座確認書」(巻末綴込み)裏面記載の銀行に限り、学生本人の普通預金口座で、銀行名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの)

通帳がない銀行の場合は、Webの個人画面で、必要項目(銀行名・支店名・口座番号・口座名義・預金種別)が記載されているページのプリントアウトしたものを提出してください。

※各種申請書は、巻末綴込みあり。申請窓口(7ページ)でも配付しています。学生健保Webサイトからダウンロードすることもできます(表紙QRコード参照)。

■申請窓口

医療費申請給付の窓口と同じ(7ページ)

3. 疾病予防、その他

■疾病予防活動

学生健保では医療費給付だけでなく、組合員の健康の保持・増進のための疾病予防活動にも力を入れています。具体的には以下のような活動をしています。

①歯科健診（無料）※

池袋・新座両キャンパスでは、年1回受診することを前提として、毎年1回、虫歯等の健診と歯石の除去を目的とした、歯科健診を実施しています。正確な日程は決まり次第、立看板、移動掲示板、ツイッター等でお知らせいたします。

②希望集団健診

池袋キャンパスの保健室では、希望するクラブ・サークルに心電図・内科・検尿等の健康診断を行っていますが、学生健保では消費税を除く費用の半額を補助しています。

詳しくは、学生部（03-3985-2440）にお問い合わせください。

③救急パック（救急箱）の貸し出し※

サークルやゼミの合宿など団体の活動に対し、救急パックを貸し出しています。

④健康に関するパンフレット等の配付

アルコールパッチテストや、健康に関するパンフレット等を4月の学生健保・診療所ガイダンスや、学生部と保健室が主催するロビー展等で配付しています。

⑤その他

2019年度は池袋キャンパスではカイロ、ホットアイマスクやのど飴、粉末飲料などの配付を、新座キャンパスでは熱中症対策飲料や塩分補助食品などの配付を行うキャンペーンを実施しました。

※歯科健診、救急パックについての問合せ先

学生保険委員会

池袋 ウィリアムズホール 1F・111号室

新座 ユリの木ホール 2F・部室6

※Twitter @kemkenrikkyo



■障害給付金

在学中に障害（後遺症）が生じた組合員に対して、障害給付金を給付します（17ページ）。手続きについては、学生部（03-3985-2442）にお問い合わせください。

■死亡弔慰金の支給

在学中に死亡した組合員に対して、弔慰金として5万円を支給します。

Ⅲ 諸規程

立教大学学生健康保険互助組合同規約

施行	昭和37年10月1日	1990年4月1日
改正	昭和37年12月15日	1991年4月1日
	昭和40年6月16日	1992年4月1日
	昭和41年10月1日	1995年4月1日
	昭和46年4月1日	1996年4月1日
	昭和48年7月1日	1996年10月14日
	昭和49年4月1日	1998年4月1日
	昭和51年5月1日	1999年4月1日
	昭和52年4月1日	2000年4月1日
	昭和53年4月1日	2002年4月1日
	昭和55年4月1日	2004年4月1日
	1982年4月1日	2006年4月1日
	1983年4月1日	2008年4月1日
	1986年4月1日	2011年4月1日
	1987年4月1日	2016年4月1日
	1988年6月15日	2019年4月1日
	1989年4月1日	

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 本組合は、立教大学学生健康保険互助組合(以下「組合」という。)と称する。

(組合の目的)

第2条 組合は、組合員の健康保持及び増進をはかりさらに疾病負傷につき、相互に救済することを目的とする。

(組合の事務)

第3条 組合は、事務所を本学内に置き、学生健康保険に関する一切の事務を処理する。

第2章 組合員

(組合員の構成)

第4条 組合は、本学の学部学生全員、大学院学生全員及び特別外国人学生をもって組合員とする。ただし、特別外国人学生については、この規約の細則に定めるところによる。

(組合費)

第5条 組合員は、組合費を納入しなければならない。

(組合員証)

第6条 組合員には、組合員証を発行する。
(組合員資格の喪失)

第7条 組合員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から組合員の資格を失う。

- (1) 卒業したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他本学学生としての資格を失ったとき

第3章 機構

第1節 機関及び役員

(組合の機関及び役員)

第8条 組合に次の機関及び役員を置き、組合の企画、運営及び管理を行う。

- (1) 組合員大会
- (2) 学生保険委員会
- (3) モニター
- (4) 理事会
- (5) 保健連絡協議会
- (6) 監事
- (7) 学生保険委員選出管理委員会

第2節 組合員大会

(組合員大会)

第9条 組合員大会は、本組合の最高決議機関とする。

(組合員大会の開催)

第10条 組合員大会は、組合員の10分の1以上の署名により、又は、学生保険委員会の決議により開く。この場合学生保険委員会の長は、組合員大会を開かなければならない。

(組合員大会の成立及び決議)

第11条 組合員大会は、組合員の5分の1以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第3節 モニター制度

(モニター制度の目的)

第12条 モニター制度は、組合員の意見を広く取り入れ、学生健康保険互助組合の運営の参考にすることを目的とする制度である。

(モニターの選出及び任期)

第13条 モニターは、別に定める細則に従って選出する。

(モニターの役割)

第14条 モニターは、学生健康保険互助組合からの質問に対して回答し、且つ意見を述べるものとする。

第4節 学生保険委員会

(学生保険委員会の業務)

第15条 学生保険委員会（以下「委員会」という。）は、組合員大会に準ずる決議機関であり、組合員の総意を代表し、組合の企画・管理・運営を行うものとする。

2 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 組合及び保健思想の宣伝普及活動
- (2) 組合の利用状況その他の諸調査及び統計報告の作成
- (3) モニターへのアンケートを実施し、組合員の意見を取り入れること
- (4) 組合員に対する各種報告
- (5) 体育会との連絡調整
- (6) その他組合活動全般にわたる企画・管理・運営
- (7) 学生健康保険全国化、法制化に関する調査及び推進

(学生保険委員の選出及び任期)

第16条 学生保険委員は、別に定める細則に従って選出され、人数は40名を限度とする。委員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 途中で選出された学生保険委員の任期は、選出された日からその年度の3月31日までとする。

3 次期の学生保険委員の選出に関する事務は、任期終了後においても、前期の学生保険委員が行う。

(委員長及び副委員長の選出)

第17条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から選出するものとする。

(委員会の開催)

第18条 委員会は、原則として理事会前、及び委員会委員長が必要と認めた場合に開くものとする。体育会の要請がある場合、又は委員会委員長が必要と認めた場合には、委員会に体育会の本部の代表1名を出席させることができる。

(委員会の成立及び決議)

第19条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(委員会の除名権)

第20条 委員会は、委員に対する除名権をもち、細則に定める条件に従って行使できるものとする。

第5節 学生保険委員選出管理委員会

(業務)

第21条 学生保険委員選出管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、次の事項を行う。

- (1) 学生保険委員立候補届出用紙の確認
- (2) 学生保険委員立候補者信任投票の開票の立会い
- (3) 不信任票の確認
- (4) 学生保険委員抽選の立会い

(管理委員会の構成)

第22条 管理委員会は、学生部学生課職員2名をもって構成される。

(理事会への報告)

第23条 管理委員会は、学生保険委員選出について、第21条に掲げる業務についての結果を理事会へ報告しなければならない。

第6節 理事会

(理事会の権限)

第24条 理事会は、組合の運営に関し審議し、決定する。

(理事会の構成)

第25条 理事会は、学生部長、学生部学生課長または学生課担当課長、診療所長、財務

部経理課長、総務部総務課長、スポーツウエルネス学科専任教員1名、学生保険委員会委員長、同副委員長、同委員3名、体育会本部の代表者1名により構成される。

2 前項による保険委員3名は、互選により、委員の中から選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(理事長及び副理事長)

第26条 理事長は、学生部長がこれに当たり、組合を代表する。副理事長は、学生保険委員会委員長及び学生課長または学生課担当課長がこれに当たり、理事長を補佐する。

(理事会の成立及び決議)

第27条 理事会は、定員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の3分の2の賛成を必要とする。

(理事会の審議事項)

第28条 理事会は、次にあげる事項について審議・決定するものとする。

- (1) 組合運営に関する基本事項
- (2) 予算と決算の承認
- (3) 診療機関に関する事項
- (4) 給付に関する事項
- (5) 給付対象とする診療科目の改正
- (6) 学生保険委員会から提出された企画案に関する事項
- (7) その他の重要事項

(学生保険委員会決議の尊重)

第29条 理事会は、モニターからの意見に基づき、学生保険委員会の活動に関する決議を尊重しなければならない。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、原則として年3回開かれなければならない。理事長又は、学生保険委員会委員長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開くことができる。

第7節 保健連絡協議会

(保健連絡協議会)

第31条 保健連絡協議会(以下「協議会」という。)は、学生の健康管理の諸問題について連絡協議を行うものとする。

(協議会の構成)

第32条 協議会は、学生保険委員若干名、本学保健委員若干名をもって構成される。

第8節 監事

(監事)

第33条 組合に監事5名を置く。

2 前項の監事は次の者とする。

- (1) 立教学院本部財務部財務課長
- (2) 立教学院本部人事部人事課(学院健康保険組合事務長)
- (3) 体育会本部会計担当
- (4) 学生部学生課職員2名

(同前)

第34条 学生保険委員会の業務に関する監査を年1回行なう。

2 監査を行う者は、前条第2項第4号の者とする。

3 監査の結果は、これを理事会に報告しなければならない。

第4章 会計

(組合の経費)

第35条 組合の経費は、組合費、寄附金、補助金及びその他をもってこれに充てる。

(組合費)

第36条 組合費は、年額3,500円とする。

(組合の会計年度)

第37条 組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(組合の会計監査)

第38条 組合の会計監査は、第33条第2項第1号から第3号までの監事がこれに当たる。

第5章 事業・給付

(医療給付等)

第39条 組合は、組合員の診療に対して医療給付を行う。医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠してこれを行う。ただし、歯科については給付の対象外とする。

2 組合は、医療機関で診療を受けて、治療用装具を作った場合、組合が定める基

準に従って給付する。

(疾病予防)

第40条 組合員への疾病予防は、必要に応じて理事会及び学生保険委員会において決定執行する。

(死亡弔慰金)

第41条 組合は、組合員が在学中に死亡した場合には、死亡弔慰金を給付する。

(診療機関等)

第42条 組合員は、診療を受けるにあたっては、本組合の指定する契約医療機関及び全国の他の保険診療機関を利用しなければならない。

(健康保険の併用)

第43条 組合員は、診療を受けるにあたっては、他の健康保険と併用して受けなければならない

(組合員証の提示)

第44条 組合員は、本組合の指定する契約医療機関で診療を受けるにあたっては、組合員証とともに他の併用する健康保険証を提示しなければならない。

第6章 障害給付金

(組合員の障害給付金)

第45条 組合員の在学中に負った障害に対して、障害給付金を給付する。

2 給付金については、別の細則による。

第7章 基金

(組合の基金)

第46条 本組合に基金を設ける。

基金の運用については別の規程によるものとする。

第8章 外郭団体

(委員会の外郭団体)

第47条 委員会は、外郭団体を置くことができる。

(目的)

第48条 外郭団体の活動により、組合員の健

康の保持増進を図り、保健衛生思想をひろめることを目的とする。

(定義)

第49条 委員会が設置する「外郭団体」とは、立教大学学生健康保険互助組合の設立理念である相互扶助の精神に基づき、健全なる精神と、健全なる身体の保持増進のための活動及び、それにとまなう保健衛生思想の宣伝普及活動を行い、また、組合設立の意義を高め、その充実、発展に寄与する活動を行う団体のことをいう。

(設立の手続き)

第50条 委員会は、その団体が外郭団体として適切か否かを審査し、また、組合の活動状況等の諸般の事情を考慮したうえで必要と認めた場合に、理事会の承認を受け、外郭団体とすることができる。

(会則)

第51条 外郭団体は、会則を定めなければならない。

(活動費)

第52条 活動費は、委員会が必要と認めた場合に、理事会の承認を受け、学生健康保険互助組合の予算をもってこれに充てる。

(委員会の監督)

第53条 委員会は外郭団体を指導監査し、その活動が組合活動に適切でないと認めた場合、双方の協議の上、委員会は必要な措置を講ずることができ、場合によっては、理事会の承認を受け、本規約にいう外郭団体から外すことができる。

(活動協力)

第54条 委員会は外郭団体に対して活動の協力を要請することができる。

第9章 改廃

(改廃)

第55条 この規約の改廃については、理事会の承認を必要とする。

立教大学学生健康保険互助組合規約細則

施行	昭和52年4月1日	1995年4月1日
改正	昭和52年10月1日	1996年4月1日
	昭和54年4月1日	1996年10月14日
	昭和55年4月1日	1998年4月1日
	1982年4月1日	1999年4月1日
	1983年4月1日	2000年4月1日
	1986年4月1日	2002年4月1日
	1987年4月1日	2003年4月1日
	1988年6月15日	2004年4月1日
	1989年4月1日	2006年4月1日
	1990年4月1日	2009年4月1日
	1991年4月1日	2011年4月1日
	1991年9月1日	2014年4月1日
	1992年1月1日	2015年4月1日
	1992年7月1日	2016年4月1日
1992年12月9日	2019年4月1日	

(組合事務の所管)

第1条 (規約第3条関係)

組合事務は、財務部経理課及び学生部学生課がこれを所管する。

第2条 (規約第4条関係)

特別外国人学生は、任意加入とする。ただし、加入する者は、国民健康保険組合等他の医療保険に加入していなければならない。

(組合費の納入)

第3条 (規約第5条関係)

組合費は、立教大学学生健康保険互助組合規約(以下「規約」という)第36条に定める年額を当該年次の学期数に応じて等分した金額を、学期ごとに学費とともに納入しなければならない。

2 この条文において当該年次とは、4月入学者は当該年度春学期及び秋学期の期間をいい、9月入学者は当該年度秋学期及び翌年度春学期の期間をいう。

3 在籍1年を超える学費免除期間内退学者、学費2分の1額免除期間内退学者及び特別卒業者については、規約第36条に定める組合費の年額を当該年次の学期数に応じて等分した金額の納入をもって残額の

納入を免除する。

4 特別外国人学生で加入を希望する者は、所定の期日までに組合費を一括して納入しなければならない。

5 前項で定める者のうち、在籍期間1学期を超えない者については、規約第36条に定める組合費の年額を当該年次の学期数に応じて等分した金額の納入をもって残額の納入を免除する。

(組合員証の有効期間)

第4条 (規約第6条関係)

組合員証の有効期間は、在籍期間とする。

(モニター選出)

第5条 (規約第12条、13条、14条関係)

モニターは、必要に応じてその都度無作為に抽出する。

2 モニターは、1学部につき各学年30名ずつとする。

(学生保険委員の選出)

第6条 (規約第16条関係)

学生保険委員は、毎年4月に公募するものとする。応募締切後、応募者に関する掲示を行い、組合員による信任投票を記名式で行わなければならない。全組合員の10分の1以上の不信任票で、その者は学生保険委員になることができない。

2 前項の選出により、信任された者が40名を超えた場合は、抽選を行う。

3 信任された者が40名に満たなかった場合は、引き続き公募を行うことができる。

(学生保険委員会の除名権)

第7条 (規約第20条関係)

学生保険委員会は、保険委員として不適切な行為に及んだ委員を除名する権限を持つものとする。

(理事会の構成)

第8条 (規約第25条関係)

理事会は、理事12名をもって構成する。

(組合の契約医療機関)

第9条 (規約第42条関係)

本組合の指定する医療機関は立教学院診療

所及び新座志木中央総合病院とする。ただし、入院を除く。

(医療給付等)

第10条 (規約第39条、40条、41条、42条、43条、44条関係)

組合が給付する医療費は、健康保険を使用した総医療費の30%を限度とし、月単位(医療機関別・薬局別)で2,500円以上を対象とする。ただし、組合員1人に給付する最高額は、月額40,000円、年額320,000円とする。

なお、定められた予防接種の医療費は、1回につき2,000円を上限に支給する。その際、別に支給する医療費の月額限度額には算入しない。

2 併用する健康保険から総額70%以上の給付を受けるときは、その差額について給付する。ただし、家族療養付加金及び一部負担金は除く。

3 給付を受けようとする者は、診療月翌

月1ヶ月以内(入院は退院月翌月1ヶ月以内、治療用装具は装着後3ヶ月以内)に必要な書類を添えて申請しなければならない。なお、必要がある場合は、診断書の提出を求めることがある。

4 健康診断の経費の給付は、理事会及び学生保険委員会において決定する。

5 希望集団健診の経費にかかる消費税については、原則として組合員負担とする。

6 死亡弔慰金の額は、5万円とする。

第11条 (規約第50条関係)

委員会は、外郭団体受入にあたり、次の事項の審査を行う。

(1) 現在の活動及び過去の活動実績

(2) 構成員

(3) 組織

(4) 財政

(5) 会則

(6) 組合発展に対し、期待できる寄与の度合

立教大学学生健康保険互助組合障害給付金施行細則

施行 昭和53年4月1日 2006年4月1日

改正 1983年4月1日 2009年4月1日

1998年4月1日 2010年4月1日

1999年4月1日 2013年12月11日

2000年4月1日 2016年4月1日

2003年4月1日 2020年4月1日

(障害給付金の給付額)

第1条 立教大学学生健康保険互助組規約第45条に定める障害給付額は、身体しょうがいしゃについては身体障害者福祉法の等級表に準拠した別表1(障害等級表)に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表中欄に定める額とする。

2 精神しょうがいしゃについては、「精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの(精神障害者保健福祉手帳1級程度)」とし、30万円を給付する。

3 障害給付を受けた身体しょうがいしゃがさらに重度の障害認定を受けた場合には、その差額を給付する。

(申請方法)

第2条 障害給付金を受けようとする者は、組合に申請書(様式組合所定)を提出しなければならない。

2 申請書には身体障害者手帳の写しを添付しなければならない(精神障害の場合を除く)。申請は身体障害者手帳の発給年月日から3ヶ月以内とする。

3 精神障害の場合は、申請書に医師の診断書又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付しなければならない。申請は診断書の発行日及び精神障害者保健福祉手帳の発行日から3ヶ月以内とし、組合員資格喪失の場合はその日から3ヶ月以内とする。

(審査委員会の設置)

第3条 障害給付金の給付については、審査委員会の審査の答申を経て決定する。

2 審査委員会は、理事長、副理事長2名、理事(医師)1名の合計4名をもって構成する。

(障害給付金の補填)

第4条 障害給付金は、経常勘定でまかなえない場合には基金利息をもって充てる。

別表 1 (障害等級表)

級 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語機能 又は そしやく 機能の 障害	肢 体 不		
		聴 障 害	平 機 障 害		上 肢	下 肢	体 幹
1 級 (50 万円)	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級 (30 万円)	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3 級 (20 万円)	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの

精神障害者については、「精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの(精神障害者保健福祉手帳1級程度)」とし、30万円を給付する。

自 由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不		
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢	体 幹
4級 (10万円)	<p>1 両眼の視力の和が0.09以上0.2以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>4 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>6 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>6 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>7 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	体幹の機能の著しい障害
5級 (5万円)	<p>一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）</p> <p>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p>			<p>1 一上肢の機能の軽度の障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</p> <p>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</p> <p>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の機能の軽度の障害</p> <p>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>4 一下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</p>	

この表は身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に準拠し、同表の四級・五級を四級に、六級・七級を五級として立教大学学生健康保険互助組合が作成した。

自 由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	血液疾患及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

立教大学学生健康保険互助組合基金規程

施行 昭和52年4月1日
改正 1987年4月1日
1990年4月1日
1992年4月1日
1998年4月1日

(基金及び基金利息)

第1条 本組合に基金及び基金利息を設ける。

2 基金額 100,000,000円

3 基金利息

(基金の使用)

第2条 基金は、組合財政に寄与するために設定されたものであり、財政に不足を生じた時でなければ使用できない。

2 基金の使用は、一時借入金でなければ

ならない。

3 基金を使用する場合は、理事会の議決を要する。

(基金利息の使用)

第3条 基金利息は、組合財政の経常勘定に寄与するために設定されたものであり、財政に不足を生じた時でなければ使用できない。

2 基金利息を使用する場合は、理事会の議決を要する。

(基金利息への繰入)

第4条 基金によって生ずる預金利子は、基金利息に、基金利息によって生ずる預金利子は、基金利息に繰入れるものとする。

立教大学学生健康保険互助組合文書保存規程

施行 1988年6月15日
改正 1998年4月1日
1999年4月1日
2006年4月1日
2009年4月1日
2014年4月1日
2016年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、立教大学学生健康保険互助組合における文書の保存・廃棄の基準を規定し、業務の確実、円滑な処理を図ることを目的とする。

(文書の定義)

第2条 文書とは、次に掲げる業務上必要な帳簿、書類等をいう。

(1) 規約及び細則

(2) 議事録

(3) 契約医療機関との契約書(有効期間中)

(4) 契約医療機関との契約書(失効・契約解除後)

(5) 予算書類および決算書類

(6) 会計帳簿

(7) 会計伝票および証ひょう書類

(8) 診療報酬明細書(レセプト)

(9) 診療報酬支払明細書

(10) 医療費給付申請書(同添付書類を含む)

(11) 治療用装具代給付申請書(同添付書類を含む)

(12) 予防接種費用補助申請書(同添付書類を含む)

(13) 関係往復文書綴

(14) 業務報告書

(15) 学生保険委員の立候補届出用紙

(16) 学生保険委員信任投票の不信投票

(17) 組合員への公示・掲示物

(18) その他の関係書類

(文書の保存年限)

第3条 前条の帳簿等は、次のとおり保存することとする。

帳簿・書類	保存期間
規約及び細則 議事録 予算書類および決算書類 業務報告書 契約医療機関との契約書（有効期間中）	永 久
会計帳簿	10 年
契約医療機関との契約書（失効・契約解除後） 会計伝票および証ひょう書類 診療報酬明細書（レセプト） 診療報酬支払明細書 医療費給付申請書（同添付書類を含む） 治療用装具代給付申請書（同添付書類を含む） 予防接種費用補助申請書（同添付書類を含む）	7 年
関係往復文書綴 学生保険委員の立候補届出用紙 学生保険委員信任投票の不信任票 組合員への公示・掲示物 その他の関係書類	1 年

立教大学学生保険委員会・献血運動の会旅費規程

施行 1996年4月1日

改正 1997年4月1日

2004年4月1日

2017年4月1日

第1条 立教大学学生保険委員会及び献血運動の会の会員が、合宿に参加する際には、本規程により旅費を支給する。旅費とは交通費、宿泊費及び昼食費をいう。

会員以外の者が合宿に参加する際には、理事会の承認を必要とする。

第2条 対象とする合宿は、次のものとする。

- (1) オリエンテーション合宿（1泊2日）
- (2) 夏合宿（3泊4日）
- (3) 春合宿（3泊4日）
- (4) その他特に理事会が認めたもの

第3条 合宿は、原則として池袋キャンパス集合、現地解散という形をとる。交通手段は鉄道および路線バスもしくは貸切バスとし、自家用車による参加は認めない。

第4条 交通費の支給は、次のとおり定める。

(1) 鉄道（往路）

- ① JR池袋駅から宿舎最寄り駅（又は路線バス停）間の最短距離による運賃を支給する。
- ② 両会の参加学生が合計8名を超えてJRを利用する場合には、団体割引運賃を支給する。
- ③ 上記に該当しない場合で、JR乗車距離が100kmを超える場合には、学割運賃を支給する。
- ④ JR特急料金は、乗車距離が100kmを超える場合に支給する。
- ⑤ JRと私鉄（又は路線バス）の両方が利用可能な場合には、その料金のいずれか低い額を支給する。この場合、私鉄（又は路線バス）の乗車距離が70kmを超える場合には、私鉄特急料金を支給する。
- ⑥ 運賃と特急料金の合計額は、別途定める額とする。

- ⑦乗車券類は、原則として会計担当者が事前に購入し、参加者に配付することとする。
- (2) 鉄道（復路）
- ①宿舎最寄り駅（又は路線バス停）と自宅最寄り駅もしくはJR池袋駅間の必要運賃のいずれか低い額を支給する。
- ②必要運賃算出に当たっては、往路と同様の算出方法を用いる。
- ③乗車券類は、原則として会計担当者が

事前に購入し、参加者に配付することとし、現金の授与は、行わない。

(3) 貸切バス（往復）

- ①大学もしくは池袋駅から宿舎までの往復貸切バス料金を支給する。

第5条 宿泊費及び昼食費は、別途定める額とする。

第6条 この規程の改廃については、理事会の承認を必要とする。

立教大学学生保険委員会・献血運動の会旅費規程に関する申し合わせ事項

施行 2004年4月1日

改正 2017年4月1日

- 1 交通費は、鉄道及び路線バスの運賃及び特急料金、もしくは貸切バスの運賃とし、その合計額は往路、復路それぞれ5,000円以

内とする。

- 2 宿泊費は、1泊2食付諸経費込み8,500円以内とする。

- 3 昼食費は、1日に付き800円以内とする。

外郭団体「献血運動の会」紹介

立教大学には、学生健康保険互助組合学生保険委員会の外郭団体として「献血運動の会」が設置されており、独自に献血推進運動をしています。

〔設立動機〕

日本の血液事業は、戦後の日本の特殊事情、さらには、政府の関係当局が血液事業に関するビジョンを全く持ちあわせていなかったことにより、商業血液銀行の営む売血によって暗いスタートをきらねばなりません。血液に対する一般国民の認識がまだまだ浅かった1963年には、全保存血液中、日本赤十字社の行う献血は僅かにすぎず、9割以上が売血によって占められていました。売血する人々は貧困者が多く、必然的に常習売血者を生み、売血血液の輸血による肝炎などの社会問題を引き起こしました。

こうした中で立教大学では「きれいな血液による輸血」の必要性が叫ばれ、献血運動が展開され始め、その趣旨が学生健保のそれと一致するところが大きくなったため、1964年11月、立教大学学生保険委員会の外郭団体として「立教大学献血運動の会」が発足しました。当会は「学生の健康を守る」と同時に「万人がその正当なる社会的権利を全うし得る真の社会保障制度の実現」を目指して活動を続けています。

〔目的〕

当会は、設立時の動機をふまえて、以下を活動目的としています。

1. 相互扶助精神に基づく、真の献血者を育成し、いつでも・どこでも・だれでも・必要なだけ・きれいな血液を・無償で・使える社会にしていくこと。
2. 学生及び社会人に献血意識の普及を図り、献血を通じて保健衛生思想を高めること。

「人血に代わるものは人血しかない」といわれる血液は、人間の体内でしか造られないものであり、それゆえ輸血の際には人間の力と、人と人との協力が必要となります。それを進めるのは売血でも預血でもない一人一人の「献血意識」です。

献血は政治的な力、景気の変動、法的規範などに左右されずに、人の心の連帯、精神の働きによって成り立つものであり、それが当会の考える「相互扶助精神」です。そして、それは学生だ

けに限られるものではなく、広く一般の人々にも通ずる問題であり、当会の活動対象は「学生及び社会人」に向けられています。「相互扶助精神」によって集められた血液は何ものにも規制されず、早急に血液を必要としている人々に使われるべきです。すなわち、「いつでも・どこでも・だれでも・必要なだけ・きれいな血液を・無償で・使える社会」の実現化であります。そのための主体的役割をになう団体（日本赤十字社等）が、国民の献血意識を確実に反映させる体制を確立しなければならないのですが、まだまだ不十分だと言わざるを得ません。

健康の問題は、体の具合が悪くなって初めて考え、健康に関する社会的な組織や機構についてもそのときに初めてわかってくるのが常でしょう。しかし、健康体の血液を必要とする献血は、健康体を持つ学生、社会人一人一人の問題でもあり、「献血意識」を持つことは単に血液を提供するのみにとどまらず、我々の「相互扶助精神」が反映する社会的な組織やしきみを見据えることも要求されてくるのです。それが「献血を通じて保健衛生思想を高めること」であり、さらには、目標達成の大きな力になると考えます。

当会は、一人一人の「相互扶助精神」のひとつのあらわれである「献血意識」とそれを具現化する血液事業体の間に入り、献血、血液問題を通じて社会的組織やしきみを調べ、さらには、そこから導きだされる、あるべき社会を追求し活動していく団体です。

〔活動内容〕

1. 新入生ガイダンス（4月）

新入生に現在の献血の状況を認識してもらい、立教生の、献血に対する意識を高めることを目標としています。

2. 学内献血会

池袋キャンパスでは、年3回（4月、6月、10月）、新座キャンパスでは、年2回（4月、10月）日本赤十字社に献血車を出してもらい、学内献血会を実施しており、当会の活動の中心となっています。この学内献血会では立教生に直接、献血を呼びかけ協力してもらうことによって、献血に対する意識を高めてもらいたいと考え、活動しています。

3. 冊子「KemKen」（学生健康保険互助組合広報誌）の発行

学生保険委員会と共同で4月に発行します。新入生を中心に配付し、学内献血会や講演会などでも配付します。この冊子で多くの学生に健康や献血に対する意識を高めてもらいたいと思っています。また、健康や献血に関することばかりではなく、大学に関することなども載せた読み易いものを作っています。

4. 合宿

学生保険委員会と同一の場所で行っています。合宿では、日頃、短い時間では話し合うことのできない、現在の献血を取り巻く状況についての問題点を議論したり、当会の活動方針・活動内容・予算などを決めたりします。

5. 血液に関する病気の情報収集・提供

献血を推進していくにあたって、エイズや肝炎などの病気というものは無視できません。献血された血液が輸血される場合にこれらの病原体が血液中に混入してしまうと生死に関わる問題になってしまいます。そのようなことを未然に防ぎ、病気に対する正しい知識を学生に持ってもらうために情報を収集し提供しています。具体的には学内献血会やロービー展、講演会などで冊子を配付しています。

6. 日本赤十字社、他大学献血推進団体、赤十字奉仕団との連携

日本赤十字社主催の研究会や報告会、学生保険委員会が参加している他大学との合同会議に参加して、献血運動のための情宣方法に関する意見の交換をしています。

7. 学生保険委員会への協力

当会は学生保険委員会の外郭団体として活動し、学生保険委員会とは互いに、良好な協力関係にあります。また、献血に関する活動の他に、学生保険委員会主催の行事にも積極的に参加協力しています。そして当会の活動は、学生健康保険互助組合理事会やモニターに報告しています。

以上、簡単に当会の活動内容を紹介しましたが、一人でも多くの立教生に理解してもらえれば幸いです。

立教大学献血運動の会会則

施行 昭和 39 年10月 5 日

改正 1990 年 4 月 1 日

2001 年 4 月 1 日

2005 年 4 月 1 日

2010 年 4 月 1 日

(1) 卒業したとき

(2) 本学学生としての資格を失ったとき

(3) 退会したとき及び退会させられたとき

第1章 総 則

(会の名称)

第1条 本会は、立教大学献血運動の会（以下「当会」という。）と称する。

(会の目的)

第2条 当会は、相互扶助精神に基づく献血意識の普及、献血運動の促進、血液問題の研究及び献血を通じて保健衛生思想を高めることを目的とする。

(会の事務)

第3条 当会は、立教大学学生保険委員会の外郭団体とし、事務所を学生保険委員会室内に置く。

第2章 会 員

(会の構成員)

第4条 本学学生のうち、本会への入会を希望し、本会会員にそれを承認された者を会員とする。

(会員の業務)

第5条 会員は、当会の目的のために積極的に活動するものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から会員の資格を失う。

第3章 機構

第1節 機関

(機関)

第7条 当会に次の機関を置き、当会の企画、運営及び管理を行う。

(1) 全体会

(2) 執行部

第2節 全体会

(全体会)

第8条 全体会は、当会の最高決議機関とする。

(全体会の開催)

第9条 全体会は、原則として毎月1回以上開くこととする。

(全体会の成立)

第10条 全体会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(全体会の議決)

第11条 次に掲げる事項は、全体会の議決を経なければならない。

(1) 予算の査定及び決算の承認

(2) 執行委員の選出

(3) 会則の改正

(4) その他、重要と思われる事項

第3節 執行部

(執行委員の選出)

第12条 執行委員の構成は、次に掲げる役員とし、原則として以下の人数とする。なお、

全体会において会員の中から選出される。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 渉外 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 副会計 1名
- (6) 書記 1名

(執行委員の任期)

第13条 執行委員の任期は1年として再任を妨げない。

(執行委員の業務)

第14条 執行委員は、次の事項を行う。

- (1) 献血運動及びその他の企画
- (2) その他会の運営に関する事項

(業務監査)

第15条 当会の業務に関する監査を年1回行う。

- 2 監査を行う者は、学生健康保険互助組合の監事がこれに当たる。
- 3 監査の結果は、これを理事会に報告しなければならない。

第4章 会計

(活動費)

第16条 当会の活動費は、学生健康保険互助組合予算の献血運動の会費、寄付金及びその他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 当会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 当会の会計監査は、学生健康保険互助組合の監事がこれに当たる。

第5章 細則

(細則)

第19条 当会の細則は、別にこれを定める。

第6章 改廃

(改廃)

第20条 この会則の改廃については、当会の全体会及び学生保険委員会の議を経て、学生健康保険互助組合理事会の承認を必要とする。

IV 契約医療機関ガイド

① 立教学院診療所

〒171-8501 豊島区西池袋3-34-1

TEL 03 (3985) 2783

URL <https://www.rikkyo.ac.jp/campuslife/support/healthcare/clinic.html>

診療科目 内科

受付時間 (平日) 午前9時～12時30分、午後2時～4時

休診日 土曜日、日曜日、祝日、大学で定められた日等。
詳細は診療所の掲示板およびホームページを確認してください。

- 診療を受けるときは、必ず**学生証と健康保険証を提示**してください。
(特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も一緒に提示してください)
- 薬剤の院外処方については、5ページを参照してください。
- 最終ページの構内図参照。

診療所は……

1. 学内（池袋キャンパス）で診療が受けられます。
2. 必要に応じて他の病院へ紹介することもできます。

② 新座志木中央総合病院

特定療養費 1,600 円 (自費)

※ 金額が変更になる可能性があります。

他医療機関からの紹介状がある場合は免除されます。

〒352-0001 新座市東北1-7-2

TEL 048 (474) 7211 (代表)

URL <https://www.niizashiki-hp.jp/>

診療科目

● 内科	● 神経内科	● 皮膚科
● 消化器内科	● 小児科	● 泌尿器科
● 呼吸器内科	● 外科	● 眼科
● 循環器内科	● 呼吸器外科	● 耳鼻咽喉科
● 糖尿病・内分泌内科	● 整形外科	● 婦人科
● 腎臓・高血圧内科	● 脳神経外科	● 麻酔科
		● その他の専門外来

受付時間 月～土曜日* 午前 7:00～12:30 午後 12:30～17:00

診療時間 月～土曜日* 午前 9:00～

※診療科により受付・診療時間が異なりますので、必ず事前に確認をください。

※土曜日は午前中だけの診療となります。

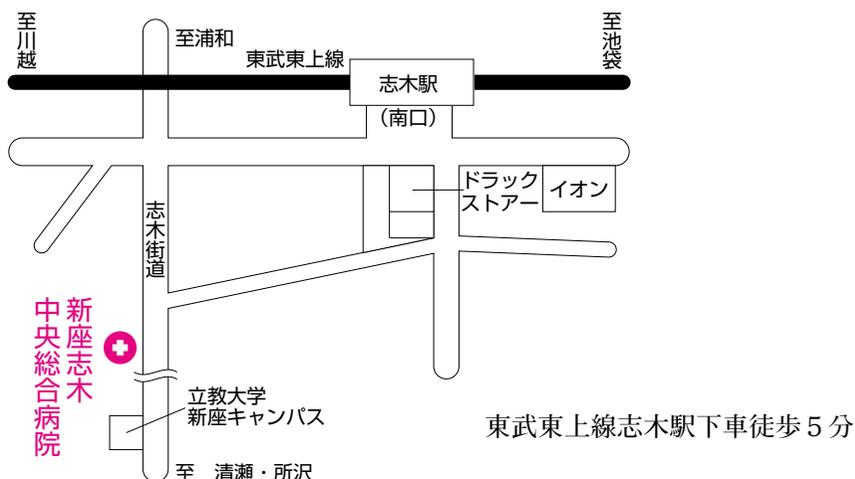
休診日 日曜日・祝日

○上記内容は病院側の都合で変更となる場合があります。事前に一度病院までご確認ください。

○受付・会計時に、必ず**学生証と健康保険証**を提示してください。

(特別外国人学生の方は、学生健保の組合員証も提示してください)

○**調剤費および入院費**は、申請給付の対象です。(6ページ)。



立教大学学生健康保険互助組合
医療費給付申請書

太線内を黒ボールペンでご記入ください。

申請日 20 年 月 日	
学 生 番 号	フリガナ
	氏 名 印
電 話 番 号	【申請にあたって】
() -	本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。 また以下のチェック欄のいずれかを必ずチェックし、指示に従うこと。
傷病名または症状（4桁の数字記入）※	<input type="checkbox"/> 初回申請（大学院進学等で学生番号が変わった場合もこちら） 大学への口座登録が必要です。以下の2つを追加で用意してください。 ・振込口座確認書（裏面を確認の上記入すること） ・通帳のコピー（しおり7ページで求めている情報がある箇所のコピー） <input type="checkbox"/> 2回目以降申請 本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。

※本用紙裏面を参照し、4桁の数字を記入してください。

（例）風邪(1001)、皮膚炎・湿疹(1202)、アレルギー性鼻炎(1006)、骨折(1901)、捻挫・脱臼・打撲(1905)、急性腸炎(0101) など

病 院	診療月	病 院 名	入院と通院は分けて 記入してください	領収証枚数	給付決定金額 (大学記入欄)
	月	1			枚
2				枚	円
3				枚	円
4				枚	円
保 険 薬 局	調剤月	保 険 薬 局 名		領収証枚数	小計
	月	1		枚	円
2			枚	円	
備考（その他の提出書類等）：					小計 円

- ・診療月・調剤月の翌月の受付期間に1ヶ月分を1枚にまとめて記入してください。
- ・給付金額は組合規約に基づき決定し給付します。ただし、提出した申請書や領収証等に不備がある場合、給付されないことがあります。
- ・記入された個人情報は医療費給付と統計資料作成のために使用します。

◆申請に必要なもの

詳細は、当該年度の「学生健保のしおり」（1）医療費給付＜申請給付の利用方法＞「■申請に必要なもの」をご覧ください。

- ①医療費給付申請書（本用紙）
- ②領収証（必要項目：日付、宛名、保険負担割合、診療日ごとの保険分合計額（保険点数でも可）・保険診療自己負担額（一部負担金）・保険外金額・領収額、医療機関名または保険薬局名・住所・電話番号、領収印）
- ③学生証（特別外国人学生の方は、組合員証も一緒に提示してください）
- ④印鑑

〈以下は初回利用者のみ提出。〉

- ⑤振込口座確認書
- ⑥銀行通帳のコピー

◆その他制度詳細は健保のしおり（右記QRコードでも確認可能）でご確認ください。



給付決定合計額 (大学記入欄)
円

窓口別受付番号
窓口受付者
処理日
計算担当者

立教大学学生健康保険互助組合

治療用装具代給付申請書

太線内を黒ボールペンでご記入ください。

申請日 20 年 月 日			
学 生 番 号		フリガナ	
		氏 名 印	
電 話 番 号		【申請にあたって】	
() -		本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。 また以下のチェック欄のいずれかを必ずチェックし、指示に従うこと。	
傷病名または症状（4桁の数字記入）※		<input type="checkbox"/> 初回申請（大学院進学等で学生番号が変わった場合もこちら） 大学への口座登録が必要です。以下の2つを追加で用意してください。 ・振込口座確認書（裏面を確認の上記入すること） ・通帳のコピー（しおり7ページで求めている情報がある箇所のコピー）	
		<input type="checkbox"/> 2回目以降申請 本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。	

※本用紙裏面を参照し、4桁の数字を記入してください。（例）骨折(1901)、捻挫・脱臼・打撲（1905）等

病 院 名	診断書（それに準ずる証明書）枚数		
	枚		
治療用装具製作所名	領収証発行日※	領収証枚数	支払金額 (大学記入欄)
	20 年 月 日	枚	円

※3ヵ月以内のものに限ります。

同じ月に医療費給付申請書を提出しますか（該当するものにチェック☑） <hr/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※「はい」の場合は本申請と同時に提出すること。
--

- ・領収証の発行日から3ヵ月後の月末までの受付期間に1枚にまとめて記入してください。
- ・給付金額は組合規約に基づき決定し給付します。ただし、提出された申請書や領収証等に不備がある場合、給付されないことがあります。
- ・記入された個人情報治療用装具代給付に必要な手続きにのみ使用します。

給付決定合計額 (大学記入欄)
円

◆申請に必要なもの

詳細は、当該年度の「学生健保のしおり」（2）治療用装具代の給付「■申請に必要なもの」をご覧ください。

- ①治療用装具代給付申請書（本用紙）
- ②医療機関の診断書、もしくは、それに準ずる証明書
- ③領収証（必要項目：日付、宛名、領収金額、「治療用装具代として」等の但し書き・明細、発行元・住所・電話番号、領収印）
- ④学生証（特別外国人学生の方は、組合員証も一緒に提示してください）
- ⑤印鑑

〈以下は初回利用者のみ提出。〉

- ⑥振込口座確認書
- ⑦銀行通帳のコピー

◆その他制度詳細は健保のしおり（右記QRコードでも確認可能）でご確認ください。



窓口別受付番号
窓口受付者
処理日
計算担当者

1 感染症及び寄生虫 0101 腸胃感染症…細菌性食中毒、胃腸炎、大腸炎、下痢 (非感染性は1112) など 0102 結核 0103 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患…ヘルペス、水痘疹、帯状疱疹、麻疹、風疹、ウイルス性いぼなど 0104 ウイルス肝炎…A・B・C型肝炎など 0105 その他のウイルス疾患…日本脳炎、おたふく、ウイルス性・流行性結膜炎など 0106 真菌症…水虫、たむし、環癬、癬風、カンジダ症など 0107 感染症及び寄生虫の媒介、後遺症…結核、トラコマ、マラリア、回虫症、その他の感染症及び寄生虫…トラコマ、マラリア、ダニ皮膚炎など 2 新生物 0201 胃の悪性新生物…胃癌、噴門癌、幽門癌 0202 結腸の悪性新生物…結腸癌、大腸癌、横行結腸癌、下行結腸癌、S状結腸癌など 0203 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物…直腸癌、直腸S状結腸癌など 0204 肝及び肝内胆管の悪性新生物…肝癌、肝細胞癌など 0205 気管、気管支及び肺の悪性新生物…気管又は気管支癌、肺癌 0206 乳房の悪性新生物…乳癌、ページエツト病 0207 子宮の悪性新生物…子宮頸癌、子宮体癌 0208 悪性リンパ腫…ホジキン病、非ホジキンリンパ腫、細網肉腫、リンパ肉腫など 0209 白血病…白血病、急性骨髄線維症 0210 その他の悪性新生物…舌癌、食道癌、胆管癌、前立腺癌、甲状腺癌など 0211 良性新生物及びその他の新生物…上皮癌、脂肪腫、血管腫、リンパ管腫、色素性母斑、乳房の良性新生物、子宮筋腫など 3 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 0301 貧血 0302 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害…血虫病、多血症、サルコイドーシスなど 4 内分泌、栄養及び代謝疾患 0401 甲狀腺障害…甲狀腺腫、甲狀腺機能亢進症、バセドウ病、橋本病など 0402 糖尿病…1型糖尿病、2型糖尿病など 0403 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患…低血糖症、卵巣機能障害、栄養失調、ビタミン欠乏症、肥満症、脱水症など 5 精神及び行動の障害 0501 精神性及び詳細不明の認知症 0502 精神作用物質使用による精神及び行動の障害…高性アルコール中毒など 0503 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 0504 気分[感情]障害(うつ病を含む)…双極性感情障害、躁うつ病など 0505 神経症、不安障害、不安神経症、不安神経症、強迫神経症、外傷後ストレス障害、解離性障害など 0506 知的障害<精神遅滞> 0507 その他の精神及び行動の障害…摂食障害、脱毛癖、自閉症、吃音症、発達障害など 6 神経系の疾患 0601 パーキンソン病 0602 アルツハイマー病 0603 てんかん 0604 脳性麻痺及びその他の麻痺性疾患 0605 自律神経系の障害…自律神経失調症など 0606 その他の神経系の疾患…細菌性髄膜炎、脳炎、脊髄炎、片頭痛、睡眠障害、多発性硬化症、結核性脳炎、重症筋無力症、筋ジストロフィーなど 7 眼及び付属器の疾患 0701 結膜炎…結膜炎(角結膜炎は0704) 0702 白内障 0703 屈折及び調節の障害…遠視、近視、乱視など 0704 その他の眼及び付属器の疾患…麦粒腫(ものもらい)、網膜剥離、眼精疲労など 8 耳及び乳突突起の疾患 0801 外耳炎 0802 その他の外耳疾患 0803 中耳炎 0804 その他の中耳及び乳突突起の疾患…耳管炎、鼓膜穿孔など 0805 メニエール病 0806 その他の内耳疾患…内耳炎、騒音性難聴など 0807 その他の内耳疾患…難聴(騒音性難聴は0806) 09 循環器系の疾患 0901 高血圧性疾患 0902 虚血性心疾患…狭心症、心筋梗塞、冠動脈腫瘍、冠不全など 0903 その他の心疾患…大動脈弁閉鎖不全症、心筋症、心房細動、不整脈、心不全など 0904 くも膜下出血 0905 脳内出血 0906 脳梗塞 0907 脳動脈硬化 0908 その他の脳血管疾患…脳卒中、脳血管症など 0909 動脈硬化 0910 低血圧 0911 低血圧症、起立性調節障害など 0912 その他の循環器系の疾患…大動脈瘤、肺塞栓症、血栓症、リンパ管炎など 1 0 呼吸器の疾患 1001 急性鼻咽炎[かぜ]>感冒>…かぜ、急性鼻炎(急性は1011、アレルギー性は1006) など 1002 急性咽喉炎及び急性扁桃炎 1003 その他の急性上気道感染症…急性副鼻腔炎、急性喉頭炎、急性気管支炎など 1004 肺炎 1005 急性気管支炎及び急性細気管支炎 1006 アレルギー性鼻炎…花粉症など 1007 慢性副鼻腔炎…慢性副鼻腔炎(急性は1003)、蓄膿症など 1008 急性又は慢性と明示されない気管支炎 1009 慢性閉塞性肺疾患…慢性気管支炎、肺気腫など 1010 喘息 1011 その他の呼吸器系の疾患…インフルエンザ、慢性鼻炎、咽頭炎、扁桃炎、鼻中隔彎曲症、声帯ポリープ、気胸など 1 1 消化器系の疾患 1103 その他の胆及び十二指腸の支持組織の障害…埋伏癌、不正咬合、顎関節障害など 1104 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍 1105 胃炎及び十二指腸炎 1106 アルコール性肝障害 1107 慢性肝炎(アルコール性のものを除く) 1108 肝硬変(アルコール性のものを除く) 1109 その他の肝疾患…肝不全、肝硬変症、脂肪肝など 1110 胆石症及び胆のう炎 1111 胆疾患…胆のう炎 1112 その他の消化器系の疾患…食道炎、胃腸炎、胃腸潰瘍、急性虫垂炎、そ径・大腸等のヘルニア、潰瘍性大腸炎、腸閉塞、便秘、機能性下痢、痔ろう、腹膜炎など 1 2 皮膚及び皮下組織の疾患 1201 皮膚及び皮下組織の感染症…とびひ、皮膚膿疱、急性リンパ節炎、爪周囲炎など 1202 皮膚炎及び湿疹…アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎、苔癬、病疹など 1203 その他の皮膚及び皮下組織の疾患…酒渣鼻、乾癬、じんましん、円形脱毛症、にきび、おのめなど 1 3 筋骨格系及び結合組織の疾患 1301 炎症性多発性関節障害…リウマチ、通風、軟骨石灰化症、関節症 その他他の関節炎など 1302 椎間板障害(脊椎を含む)…強直性脊椎炎、脊椎症、脊柱管狭窄症など 1303 椎間板障害…頸部椎間板ヘルニアなど 1304 頸部筋症 1305 頸部筋症候群 1306 頸痛症及び坐骨神経痛…腰痛症、坐骨神経痛など 1307 その他の脊柱障害…脊柱側弯症、骨髄症、脊椎分離症、腰椎すべり症、斜頸など 1308 肩の障害<損傷>…肩関節固着症など 1309 骨の密度及び構造の障害…骨粗しょう症、成人骨軟化症など 1310 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患…外反母趾、膝蓋骨の障害、関節障害、全身性リウマチ、骨粗しょう症、骨質減少症、骨髄炎、ペーニエツト病、骨端症、大腿骨等すべり症、膠原病など 1 4 腎尿路系器系の疾患 1401 腎球体疾患及び腎尿細管間質性疾患…腎炎、ネフローゼ症候群、腎炎など 1402 腎不全…腎不全、慢性尿毒症など 1403 尿路結石症…尿路結石、腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石など 1404 その他の腎尿路系の疾患…腎萎縮、膀胱炎、尿道炎、尿失禁など 1405 前立腺肥大 1406 その他の男性生殖器の疾患…前立腺炎、精囊炎、包茎、龜頭包皮炎など 1407 月経障害及び閉経周辺期障害…更年期状態など 1408 乳房及び女性の女性生殖器の疾患…乳癌、卵管炎、卵巣炎、骨盤臓器炎、経産、外陰炎、子宮内腺症など 1 5 妊娠、分娩及び産後 1501 流産 1502 妊娠高血圧症候群 1503 単胎自然分娩 1504 その他の妊娠、分娩及び産後…切迫流産など 1 6 围産期に発生した病態 1601 妊娠及び胎児発育に関連する障害 1602 その他の围産期に発生した病態 17 先天奇形、変形及び染色体異常 1701 心臓の先天奇形…先天性冠状動脈瘤など 1702 その他の先天奇形、変形及び染色体異常…ダウン症候群など 1 8 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの 1800 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの…嘔吐、嘔吐、胸やけ、嘔下障害、異常不随意運動、排尿痛、めまい感、嗅覚障害、味覚障害、交脚、情緒不安、失語、頭痛、倦怠感、疲労、食欲不振、多食症など 1 9 損傷、中毒及びその他の外因の影響 1901 骨折 1902 頭蓋内損傷及び内蔵の損傷…脳振とう、心臓損傷、外傷性腹腔内臓器損傷など 1903 熱傷及び凍傷 1904 中毒…薬剤及び生物学的製剤による中毒、有毒性食品の毒作用など 1905 その他の損傷及びその他の外因の影響…身体各部位の表在損傷、外傷性切創、関節及び韧带の脱臼・捻挫、熱射病、損傷など

立教大学学生健康保険互助組合

予防接種費用補助申請書

太線を黒ボールペンでご記入ください。

申請日 20 年 月 日	
学 生 番 号	フリガナ
	氏 名 (印)
電 話 番 号	【申請にあたって】
() -	本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。 また以下のチェック欄のいずれかを必ずチェックし、指示に従うこと。
病院名 (複数ある場合は全て記入)	<input type="checkbox"/> 初回申請 (大学院進学等で学生番号が変わった場合もこちら) 大学への口座登録が必要です。以下の2つを追加で用意してください。 ・振込口座確認書 (裏面を確認の上記入すること) ・通帳のコピー (しおり7ページで求めている情報がある箇所のコピー)
	<input type="checkbox"/> 2回目以降申請 本用紙下部「◆申請に必要なもの」を確認の上ご用意ください。

対象となる予防接種の種類

- A. 麻疹 (はしか) B. 風疹 C. 麻疹・風疹混合 D. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
 E. 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎混合 F. インフルエンザ G. 破傷風 H. 破傷風混合 (破傷風・ジフテリア)
 I. 水痘瘡 J. 日本脳炎 K. A型肝炎 L. B型肝炎 M. 狂犬病 N. ジフテリア O. コレラ
 P. 黄熱 Q. ポリオ S. 髄膜炎菌

接種月	記号	予防接種の種類	領収証	領収証以外の書類・枚数 (無い場合は0枚と記入してください)	本人負担額 (大学記入欄)	補助金額 (大学記入欄)
月			枚	()枚		
			枚	()枚		
			枚	()枚		
			枚	()枚		
			枚	()枚		
備考：						

- ・接種月の翌月の受付期間に1ヶ月分を1枚にまとめて記入してください。
- ・補助金額は組合規約に基づき決定し給付します。ただし、提出された申請書や領収証等に不備がある場合、給付されないことがあります。
- ・記入された個人情報は予防接種費用補助に必要な手続きにのみ使用します。

◆申請に必要なもの

詳細は、当該年度の「学生健保のしおり」(3) 予防接種の費用補助「■申請に必要なもの」をご覧ください。

- ① 予防接種費用補助申請書 (本用紙)
- ② 領収証 (必要項目: 日付、宛名、予防接種の種類、領収金額、病院名・住所・電話番号、領収印)
- ③ 学生証 (特別外国人学生の方は、組合員証も一緒に提示してください)
- ④ 印鑑

〈以下は初回利用者のみ提出。〉

- ⑤ 振込口座確認書 (別紙)
- ⑥ 銀行通帳のコピー

- ◆その他制度詳細は健保のしおり (右記QRコードでも確認可能) でご確認ください。



給付決定合計額 (大学記入欄)
円

窓口別受付番号
窓口受付者
処理日
計算担当者

A4判に拡大コピーをしてご利用ください。

振込口座確認書

年 月 日

学生番号	学部・研究科	学科・専攻	フリガナ	印*
			氏名	印
電話連絡先) 自宅			電話連絡先) 携帯	

*外国人留学生は印の箇所には、押印またはサインのどちらかをしてください。

下記のいずれかに丸印をつけて必要項目を記入してください。

- * 進学等により学生番号が変わった場合は、3を選び必ず再度登録して下さい
- * 日本学生支援機構の奨学金を受給していても、立教大学では口座登録されていません

- 1 口座登録を行なっている
(以下のいずれかに丸印をつけてください:
学内でのアルバイト・TA・SA・RA/ 奨学金(日本学生支援機構以外) / 医療費給付 /
その他*具体的に記入[]))
- 2 登録口座を変更する(変更処理は変更届を提出してから一ヶ月程度かかります)
- 3 口座登録を行っていない

2 または 3 の方は以下を記入してください。

振込口座届(登録・変更)

どちらか該当する方を○で囲んでください

立 教 大 学 御 中

受付印

受付部署→経理課・支払担当

私に支払われる奨学金等は下記の預金口座にお振込みください。

金融機関名	銀行		支店
口座番号	普通預金	No.	
フリガナ			
口座名義			

◆添付書類:通帳のコピー◆

預金口座は受給者本人の名義の口座に限ります。
なお、郵便局(ゆうちょ銀行)は他行に口座がない場合に限りです。
登録・変更がある場合は、口座確認のために「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義」「預金種別」が明記されているページのコピーを提出してください。
口座名義人の「印鑑」がコピーされている場合は消してください。通帳がないネット銀行等の場合、Webの個人画面で、上記の内容が確認できるページをプリントアウトして提出してください。

<個人情報の保護について>

本届出書類に記入いただいた個人情報は、奨学金等の振込みに必要な手続きにのみ使用します。

立教大学では、大学から学生の皆さんへ銀行振込によって奨学金や医療給付費を支払う場合、学生本人名義の振込口座（以後、口座という）を1つ指定していただき、一度口座を登録すれば以後同一課程在学中（学生番号に変更がない期間）はその口座へ振り込むこととします。

対象となるのは次のとおりです。

- ① 大学から銀行振込によって支払われる奨学金
- ② 大学院学生会発表奨励金など
- ③ 大学院補助費で補助される諸会費
- ④ 学生健康保険互助組合からの医療給付費
- ⑤ TA・SA・RA およびアルバイトの給与
- ⑥ 立替払の旅費等

上記①～⑥のいずれか振り込み依頼を行う際に、「振込口座確認書・振込口座届（登録・変更）」を提出してください。これにより、振込口座が登録されます。

なお、すでに口座を登録してある方は「1. 口座登録を行っている」に丸印を記入のうえ提出してください。

また、口座を変更する場合についても、必要事項を記入し、通帳のコピーを添付のうえ提出願います。

***金融機関・支店等の統廃合が生じた場合には、必ず統廃合後の通帳コピーを提出して下さい。**

登録できる口座は、都市銀行または地方銀行の本支店に開設された**学生本人名義**の普通預金口座に限ります。なお、口座を新規に開設する場合には、できるだけ以下の金融機関・支店を利用してください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① みずほ銀行 池袋西口支店 | ④ りそな銀行 池袋支店 |
| ② 三菱 UFJ 銀行 西池袋支店 | ⑤ 三菱 UFJ 銀行 新座志木支店 |
| ③ 三井住友銀行 池袋支店 | ⑥ 埼玉りそな銀行 新座支店 |

* 郵便局（ゆうちょ銀行）は、他行に口座がない場合に限りです。

不明な点は、立教学院財務部（電話 03-3985-2688）までお問い合わせください。

以上
2020年4月

A4判に拡大コピーしてご利用ください。

<医療機関（または保険薬局）へのお願い>

1. 1ヵ月分を1枚として、記入欄にもれなくご記入ください。空欄は斜線を引いてください。
2. 修正が行われた領収証（訂正印不可）、学生が1ヶ所でも記入した領収証は無効です。
3. 必ず裏面もご確認のうえ、ご記入ください。

医療費領収証

氏名 _____ 様

_____ 年 _____ 月 診療（処方） 保険負担割合 _____ %

<記入例>

記入例① ○月3日 保険分合計 1220 円、保険外 200 円、保険負担割合 30%の場合

日付	保険分合計(円)	一部負担金(円)A	保険外(円)B	領収額(円)A+B	備考
3	1220	370	200	570	

記入例② ○月5日 保険分合計 1540 円、保険外 0 円、保険負担割合 30%の場合

日付	保険分合計(円)	一部負担金(円)A	保険外(円)B	領収額(円)A+B	備考
5	1540	460	0	460	

以下からご記入ください

<領収明細>

日付	保険分合計(円)	一部負担金(円)A	保険外(円)B	領収額(円)A+B	備考

上記の金額を領収いたしました。

領収証発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関（または保険薬局）名・住所・電話番号

①

<組合員へ>

1. この領収証は医療機関（または保険薬局）で記入してもらってください。学生が記入したものは無効です。
2. 記入欄（日数）が足りない場合は、本用紙をコピーして複数枚に分けて記入してもらってください。
3. 必ず裏面もご確認ください。

立教大学学生健康保険互助組合 TEL 03-3985-2442(池袋) TEL 048-471-6924(新座) / 2020.4

裏面もご確認ください

医療費給付申請の際の領収証について

領収証の必要項目は以下のとおりです。

- ① 日付
- ② 宛名
- ③ 保険の負担割合
- ④ 診療日付ごとの保険診療合計額（保険点数でも可）・保険診療自己負担額（一部負担金）・保険外金額、領収額
- ⑤ 病院名または保険薬局名・住所・電話番号
- ⑥ 領収印

領収証にこれらの項目の記載が無い場合には、学生健保書式の「医療費領収証」を用いて医療機関で記入してもらってください。

<注 意>

診療日ごとに

「保険分合計額（保険点数×10）」×「保険負担割合」＝「保険診療自己負担額（一部負担金A）」となっていない場合は、給付の対象となりません（1円単位四捨五入は可）。**整骨院・接骨院等を利用する場合は、特にご注意ください。**なお、一部負担金Aの1ヶ月分の合計が2,500円未満の場合は、申請対象外となりますのでご注意ください。

*医療費給付申請の詳細については、最新版の「学生健保のしおり」をご確認ください。

立教大学学生健康保険互助組合

口 腔 外 科 治 療 証 明 書

氏 名 _____様

病 名 _____

<通院>

上記の治療のため、年月に口腔外科としての処置を行いました。

1ヵ月間の治療日は以下のとおりです。

	年	月	日
1			
2			
3			
4			
5			

<入院>

上記の治療のため、以下の期間に口腔外科としての入院治療を行いました。

_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

_____年 _____月 _____日

医療機関名

医 師 _____ 印

<医療機関の方へのお願い>

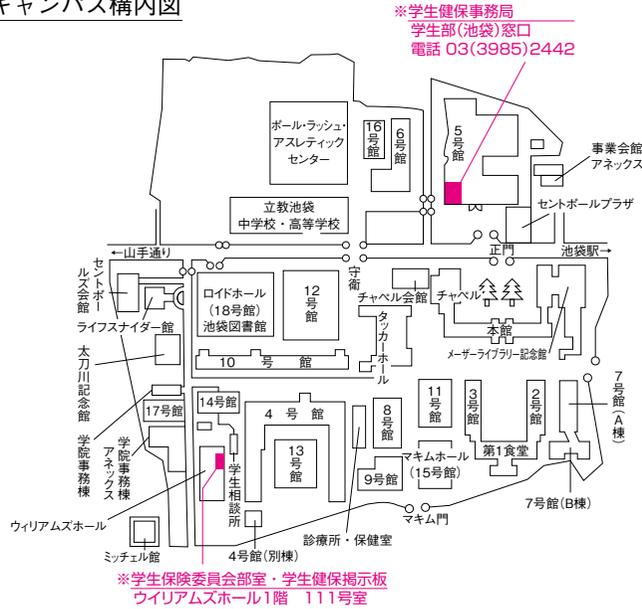
立教大学学生健康保険互助組合では、学生に対する医療費の給付を行っており、「歯科」は対象外、「口腔外科」は対象内としています。このため、「歯科」において「口腔外科」の治療を行った場合は、医師による本証明書の発行を求めています。

1. 通院の場合は、1ヵ月分を1枚として、記入欄にもれなくご記入ください。空欄は斜線を引いてください。
2. 入院の場合は、入院期間をご記入ください。なお、入院をした月や退院をした月に通院がある場合には、<通院>欄にもご記入ください。(月をまたいで入院をした場合は、退院月の翌月に通院分もまとめて申請できます。)
3. 学生自身が記入したものは無効です。

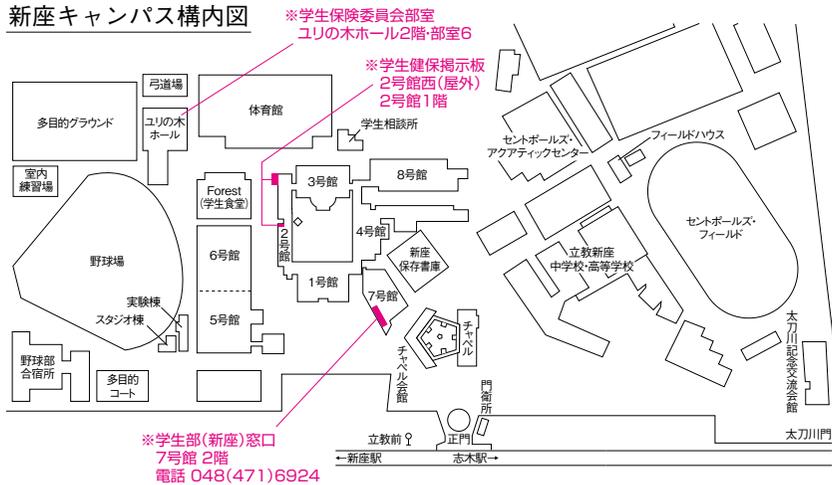
<組合員へ>

1. この証明書は医療機関で記入してもらってください。学生が記入したものは無効です。
2. この証明書の発行手数料は医療費給付の対象となりません。

池袋キャンパス構内図



新座キャンパス構内図



学生保険委員募集!!

学生保険委員は組合の執行部である学生保険委員会の構成員です。学生保険委員会の役割については3ページを、活動内容については11ページ(疾病予防活動)をご参照ください。多くの学生の応募をお待ちしています。

学生健保に興味を持った方、質問等がある方は、学生保険委員会(池袋:ウィリアムズホール1階・111号室 新座:ユリの木ホール2階・部室6)までご連絡ください。

Twitter @kemkenrikkyo でも受け付けています。



2020.4.1 発行 立教大学学生健康保険互助組合

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学学生保険委員会